

農地を貸したい・売りたい方

農地を借りたい・買いたい方

「玉川村農地バンク制度」をご利用ください！

玉川村農業委員会

玉川村遊水地対策室

玉川村産業振興課

阿武隈川上流緊急治水対策プロジェクトにより、玉川村を含む3町村での遊水地群の整備が進められています。

この計画では、玉川村の竜崎・中・小高地区の約90haが遊水地対象地域となり、本村の基幹産業である農業に甚大な影響が及ぶことが想定されます。

計画の対象地域内で農業を経営している方は、農業の継続を希望しても、代わりとなる候補地が見つからず、不安を抱えながら営農を継続している状況にあります。

そのため、玉川村農業委員会では、本村農業の持続的発展と農地の有効活用を図るため、「玉川村農地バンク制度」を開設し、農地所有者で耕作又は管理ができなくなった農地情報等を、遊水地により従前の土地利用ができなくなる方や、経営規模拡大したい方、農地を探している方などへ、ホームページでの公開や農業委員会窓口で閲覧に供し、農地の出し手と受け手のマッチングをサポートいたします。

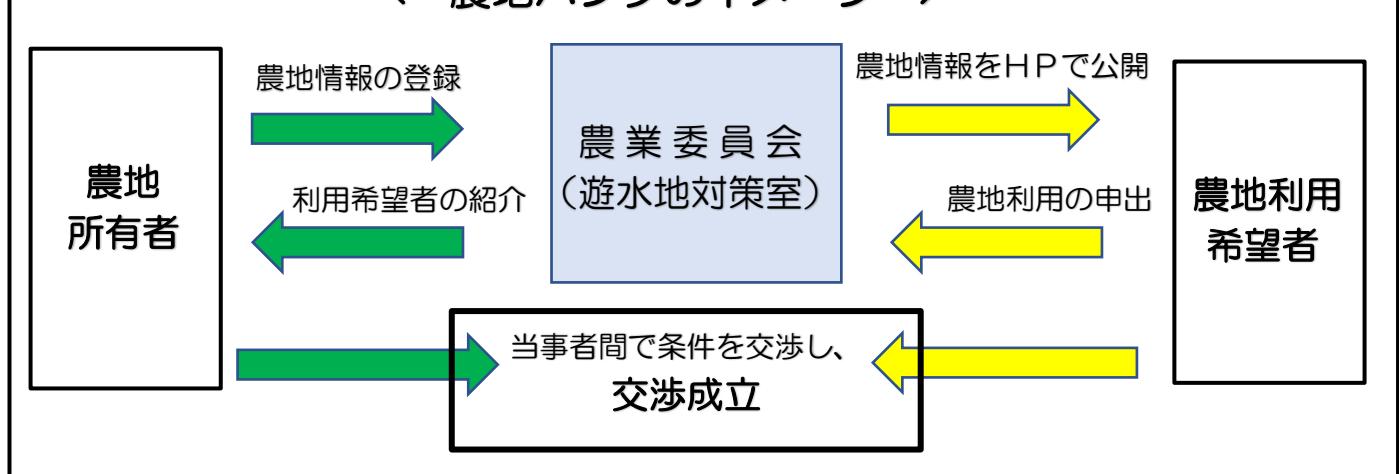
農地所有者

- 農地を所有しているが、自分で耕作・管理できない。
- 高齢等により、農業をやめたい・農地を手放したい。

農地利用
希望者

- 他の地区の農地を取得したい。
- 農業経営規模拡大、新規就農したい。

＜農地バンクのイメージ＞



詳細は、裏面をご覧ください。

玉川村農地バンクの利用手続き

① 登録申請書の提出

- ・貸したい、売りたい農地について、
「農地バンク登録申請書」を玉川村農業委員会へ提出してください。

② 農地情報の公募

- ①の農地について、農業委員会で現地確認後、
申込内容を「村ホームページへの掲載/農業委員会事務局窓口での閲覧」
を行い、農地の利用希望者（耕作者）を公募します。

③ 農地所有者への意思確認

- 農地所有者へ、利用申出者の一覧をお送りいたします。
利用申出者一覧により、内容を確認し、利用者を決定していただきます。

④ 法令の手続き

- 双方で合意がなされた後、法令（農地法3条、利用権設定等）の手続きを行います。

【留意事項】

- ・農地を耕作目的（農地として）利用すること。
- ・貸付又は売買時に耕作の妨げとなる利用権設定等（賃借権設定等）がされていないこと。
- ・耕作者が見つかるまでの農地の維持管理（草刈り等）は農地所有者が行うこと。
- ・農地利用希望者へご案内しますが、必ず耕作者が見つかるわけではありません。
- ・現地確認の結果、荒廃の状況により掲載できない場合があります。

まずは、ご相談ください。

【問い合わせ先】

玉川村農業委員会・産業振興課 TEL 0247-57-4627
玉川村遊水地対策室 TEL 0247-57-6130